

○財務省告示第六十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年二月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年三月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（五年）（第二百二十六回）

二 発行の根拠

の法律及びその  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第二條第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七條第一項及び第六十二條第一項

三 振替法の適

用等  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

四 発行方法

振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格



七					八								
イ					ロ								
払込金					払込金								
行	争	非	者	特	行	争	非	者	特				
入	札	格	第	国	入	札	格	第	国				
札	格	第	参	債	札	格	第	参	債				
発	競	I	加	市	発	競	I	加	市				
場	行	争	額	場	場	行	争	額	場				
円	二	千	百	五	十	八	億	九	千	二	十	八	万
円	二	兆	三	千	三	十	億	九	百	八	十	七	万
で	三	百	四	十	二	億	円	、	額	面	金	額	
た	利	付	国	債	に	つ	いて	、	額	面	金	額	
条	第	一	項	の	規	定	に	基	づ	き	発	行	し
特	別	会	計	に	関	す	る	法	律	第	四	十	七
行	争	非	者	特	国	債	市	場	行	争	非	者	特
入	札 <td>格</td> <td>第</td> <td>国</td> <td>債</td> <td>市</td> <td>場</td> <td>行</td> <td>争</td> <td>非</td> <td>者</td> <td>特</td> <td>国</td>	格	第	国	債	市	場	行	争	非	者	特	国
入	札	格	第	国	債	市	場	行	争	非	者	特	国
札	格	第	参	債	札	格	第	参	債	札	格	第	参
発	競	I	加	市	発	競	I	加	市	発	競	I	加
場	行	争	額	場	場	行	争	額	場	場	行	争	額
で	二	千	二	百	三	十	三	億	円	、	額	面	金
た	利	付	国	債	に	つ	いて	、	額	面	金	額	
条	第	一	項	の	規	定	に	基	づ	き	発	行	し
特	別	会	計	に	関	す	る	法	律	第	四	十	七
三	十	億	二	千	三	百	六	十	五	万	円		
つ	い	て	は	、	額	面	金	額	で	五	千	七	百
定	に	基	づ	き	発	行	し	た	利	付	国	債	に
円	、	同	法	第	六	十	二	条	第	一	項	の	規
千	二	百	七	十	六	億	四	千	九	百	四	十	万
に	つ	い	て	は	、	額	面	金	額	で	一	兆	三
規	定	に	基	づ	き	発	行	し	た	利	付	国	債
関	す	る	法	律	第	四	十	七	条	第	一	項	の
億	八	千	七	百	四	十	万	円	、	特	別	会	計
は	、	額	面	金	額	で	三	千	五	百	三	十	一
づ	き	発	行	し	た	利	付	国	債	に	つ	い	て
る	法	律	第	二	条	第	一	項	の	規	定	に	基

ハ

九 八

振 額 最  
替 単 位

五 万 円

三 百 四 十 五 億 九 千 六 百 七 十 二 万 円

十 十

ロ イ 一

発 行 行 格 日

平 成 二 十 八 年 二 月 二 十 二 日

額 上 面 金 額 一 百 一 十 七 銭  
以 上 の 金 額 一 百 一 十 七 銭  
額 一 百 一 十 七 銭

十 十

三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 札 格 行 行  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 札 格 行 行  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

年 〇 ・ 一 パ ー セ ン ト  
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は  
弘 込 金 額 を 第 二 十 号 に 規  
定 算 出 し た 金 額 を 第 二 十 号 に 規  
定 算 出 し た 金 額 を 第 二 十 号 に 規

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{64}{365}$$

十四 初期利子

平成二十八年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成三十三年十二月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行 財務大臣から通知を受けた者

十六 償還金額

平成二十八年二月二十二日

十七 償還期限

平成二十八年二月二十二日

十八 元利支

平成二十八年二月二十二日

十九 払込期日

平成二十八年二月二十二日

二十 入札参加

平成二十八年二月二十二日

二十一 払込期日

平成二十八年二月二十二日

二十二 払込期日

平成二十八年二月二十二日